

Q 7 . いったん大量保有報告書を提出しましたが、その後も株式を売買するたびに変更報告書を出さなければならないと聞きました。今般、私が株を保有する会社が大規模な時価発行をする予定です。報告はどのようにすれば良いのでしょうか。また、変更報告書の提出時期はいつまでなのでしょうか。

A 7 . 株券等の大量保有報告書を提出後、株券等保有割合が 100 分の 1 以上増加又は減少した場合やその他大量保有報告書に記載すべき重要な変更が生じた場合には、大量保有者は、その変更について変更報告書を提出しなければなりません。

ただし、**株券等保有割合が 1 % 以上増加又は減少した場合であっても、次の事項に該当する場合には変更報告書を提出する必要はありません。**

(1) 保有株券等の総数に増減がない場合

これは、第三者による転換社債の転換、発行会社が公募や第三者割当増資等により発行済株式総数が増加したことに伴い、株券等所有割合が 1 % 以上減少した場合などが該当します。ご質問のケースはこれに該当すると思われます。したがって、仮に公募増資によって所有割合が 1 % 減少したこととなったとしても変更報告書の提出義務はありません。

(2) 提出した直近の変更報告書の株券等保有割合が 5 % 以下となっている場合

これは、たとえば、以前大量保有報告書を提出したその後所有株券を売却処分し持株割合が 3 % となり、その変更報告書を提出した者が新たに 1 % にあたる株券を取得又は処分した場合（その時点での所有割合は 4 % か 2 % になっている）が挙げられます。この場合、新たに 2 % 以上を取得して 5 % 超を再び保有することとなった場合には、変更報告書ではなく大量保有報告書を提出することとなります。

(3) 新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券にかかる新株引受権行使価額又は転換社債券の転換価額の調整のみによって保有株券等の総数が増減する場合（大量保有開示省令第 9 条 2 項）

(4) 株主がその有する株式の数に応じて割り当てられた新株引受権に基づき発行された新株引受権証券を取得することのみによって保有株券等の総数が増加する場合（要するに、株主割当増資がなされた場合です）

以上が、変更報告書を提出しないでも良い4つの例外ケースです。

なお、大量保有報告書の提出後、買集め（市場の内外を問わず）が進行した場合、実務レベルで重要なこととして、**報告書の提出期限の問題**があります。

変更報告書の提出期限は大量保有報告書の提出期限と同様です。しかし、5%を超えた翌日に1%を買い増したときはどうなるかが問題となります。極端に言えば、毎日1%超の売買をすると翌週にはこれに応じて毎日提出期限日が到来することになります。

市場での大量買集めを行うケースでは、一般投資家の思惑買い（ちょうちん買い）によって買集め側も予想もしない株価の高騰が生じることがあります。そうなってしまうとコストもかかるし、第二段階としての非友好的な公開買付の価格にも影響を与えてしまうことになりかねません。

もちろん、市場や銘柄の特性を熟知したプロ投資家であれば値が上がるようなヘマはせず、適当に「売り」と「買い」を繰り返すのですが、それはそれとして共同保有者の（もしくは買集め側のインサイダー(?)）の中にはM&A目的というよりは保険のためにいったん売り抜ける（株価を冷やす効果もあります）者がいないとも限りません。また、力任せに買い進む者もいるでしょう。

いろいろ考えると、大量保有報告書の提出義務が発生した日以後、1週間は買集め側にとって忙しい日々となることが予想されます。そして、この間1%以上の売買がなされると、そのたびごとに何回も変更報告書の提出義務が生じます。このような場合、つまり、大量保有報告書又は変更報告書を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事情が生じたときは、新たな変更報告書を未提出の報告書と同時に提出しなければなりません。つまり、新たに生じた報告書の提出期限は未提出の報告書の期限まで早められることになります。